

秋田市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和7年10月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
矢留水道工業所	安藤 優	秋田市浜田字滝ノ原100番地1	令和7年9月30日
株式会社佐藤土建	佐藤 喜悦	由利本荘市肴町66番地の3	令和7年9月30日
株式会社三共施設	齋藤 淳一	由利本荘市薬師堂字谷地177番地	令和7年9月30日
株式会社柴田ボイラ工業	柴田 重雄	能代市扇田字四ツ屋25番地187	令和7年9月30日